

カテゴリ5—通信及び情報セキュリティ

パート 1—通信

注：1. 通信装置又は通信システムのために“特別に設計した”“部分品”、試験用及び“製造”用の装置、並びにこれらのための“ソフトウェア”の規制ステータスは、カテゴリ5—パート I で決定される。

注意：通信装置又は通信システムのために“特別に設計した”“レーザー発振器”については、6A005を参照のこと。

2. 本カテゴリで定める通信装置の運用及びサポートのために不可欠な“デジタル電子計算機”、附属装置又は“ソフトウェア”は、これらが製造者により通例上、供給される標準モデルである場合、“特別に設計した”“部分品”とみなされる。これには、運用、管理、メンテナンス、工事又は課金用のコンピュータシステムを含む。

A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

5A001 通信システム、装置、“部分品”及び“附属品”であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、SL、AT

Control (s)	Country Chart
	(§ 738付則 1参照)

NS 5A001. a, . b. 5, . e, f. 3 NS Column 1
及び . h に適用される。

NS 5A001. b (b. 5 を除く) , . c, NS Column 2
. d, . f (f. 3 を除く)、及び . g に適用される。

SL は 5A001. f. 1 に適用される。

EAR § 742. 13 で明記される通り、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、ントリーチャート (EAR § 738 付則 1) に、この規制に固有の欄は出てこない。

SL 項の注：この輸出許可要求事項は、刑事制定法 (限定されるものではないが安全街路一括法 1968 年改正版を含む) の適用範囲を置き換えるも

のではなく、また、施行したり、解釈したり、限定したりするものでもない。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項については EAR § 743. 1 を参照のこと。
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

LVS: 5A001. a, b. 5, . e, f. 3 及び . h については適用できない；

5A001b. 1, b. 2, b. 3, b. 6, . d, f. 2, f. 4, 及び . g については、\$5, 000；

5A001. c については、\$3, 000

GBS: Yes (5A001. a, b. 5, . e、及び . h を除く)

CIV: Yes (5A001. a, b. 3, b. 5, . e、及び . h を除く)

STAI についての特別な条件

STA: 5A001. b. 3、. b. 5 又は . h に掲げる貨物の、
カントリーグループ A: 6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 方向探知用の“装置” (ECGN 5A001. e に掲げる種類の“装置”を含む) 及び“ITAR の対象”となるその他の軍事用又は諜報用の“装置”に対する規制については、USML のカテゴリ XI を参照のこと。

(2) 5A001. f 及び . h で定義される電子攻撃・通信妨害“装置”であって、ITAR の対象となるものに対する規制については、USML のカテゴリ XI (a) (4) (iii) を参照のこと。

(3) 5A101、5A980、及び 5A991 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. あらゆる種類の通信装置であって、次のいずれかの特性、機能又は性能を有するもの：

a. 1. 核爆発から生じる過渡的な電子的影響又は電磁パルスによる影響に耐えるように“特別に設計した”もの；

a. 2. ガンマ線、中性子線若しくは重荷電粒子線の放射に耐えるように特別に強化したもの；又は

~~a. 3. 397K (124°C) を超える温度若しくは 218K (-55°C) より低い温度で動作するように“特別に設計した”もの。~~

a. 3. 218K (-55°C) より低い温度で使用することができるように“特別に設計した”もの；又は

a. 4. 97K (124°C) を超える温度で使用することができるように“特別に設計した”もの；

注：5A001. a. 3 及び 5A001. a. 4 は、電子回路を有する装置のみに適用される。

~~注：5A001. a. 2 及び 5A001. a. 3 は、人工衛星に搭載して使用するように設計又は変更した装置には適用されない。~~

b. 通信システム及び装置、並びにこれらのための“特別に設計した”“部分品”及び“附属品”であって、次のいずれかの特性、機能又は性能を有するもの：

b. 1. 水中で使用することができるように設計した通信装置であって、次のいずれかに該当するもの（有線で結ばれていないものに限る）：

b. 1. a. 音波を利用したものであって、搬送周波数が 20kHz 未満若しくは 60kHz を超えるもの；

b. 1. b. 電磁波を利用したものであって、搬送周波数が 30kHz 未満のもの；

b. 1. c. 電子的にビームを走査する技術を利用したもの；又は

b. 1. d. “レーザー発振器”又は発光ダイオード (LED) を使用したものであって、出力波長が 400nm 超 700nm 未満であり、かつ、“ローカルエリアネットワーク”において用いられるもの；

b. 2. 1.5MHz 以上 87.5MHz 以下の周波数範囲で動作する無線装置であって、次のすべてに該当するもの：

b. 2. a. 最適送信周波数及び 1 チャンネル当たりの最適“総合デジタル伝送速度”を自動的に予測及び選択することができるもの；かつ

b. 2. b. 線形増幅器構成を組み込んだものであって、1.5MHz 以上 30MHz 未満の周波数範囲においては 1kW 以上の出力、30MHz 以上 87.5MHz 以下の周波数範囲においては 250W 以上の出力で、複数の信号を同時にサポートする機能を有し、1 オクターブ以上の“瞬時帯域幅”を有し、かつ、信号波に対する高調波又は歪成分の比が -80dB 未満のもの；

b. 3. “スペクトル拡散”技術 (“周波数ホッピング”技術を含む) を用いた無線装置であって、5A001. b. 4. で規制されないもののうち、次のいずれかに該当するもの：

b. 3. a. 使用者によって拡散符号の書換えができるもの；又は

b. 3. b. 総合送信帯域幅が情報チャンネルの帯域幅の 100 倍以上であり、かつ、50kHz を超えるもの；

注：5A001. b. 3. b は、次のいずれかに該当するものに使用するように“特別に設計した”無線装置については規制しない：

a. 民生用のセルラー無線通信システム；又は

b. 商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局。

注：5A001. b. 3 は、出力が 1.0 ワット以下で動作する装置については規制しない。

b. 4. ウルトラワイドバンド変調技術を用いた無線装置であって、使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

b. 4. a. 帯域幅が 500 MHz を超えるもの；又は

b. 4. b. “比帯域幅” [瞬時帯域幅を中心周波数で除した値] が 20% 以上のもの；

b. 5. デジタル制御の無線受信機であって、次のすべてに該当するもの：

b. 5. a. チャンネル数が 1,000 を超えるもの；

b. 5. b. “チャンネル切替え所要時間”が 1ms 未満のもの；

b. 5. c. 電磁波スペクトラムの一部を自動的に探査若しくは走査するもの；かつ

b. 5. d. 受信信号若しくは送信波の種類を特定するもの；又は

注：5A001. b. 5 は、民生用のセルラー無線通信システムに使用するように“特別に設計した”無線装置については規制しない。

Technical Note :

'Channel switching time' [チャンネル切替え所要時間] : ある受信周波数から別の受信周波数に切替えたときに、最終の受信周波数の ±0.05% 以内までに達する時間をいう。周波数範囲が周波数切替え範囲の中

心周波数の前後±0.05%未満の品目については、チャネル周波数切替えができないものとみなす。

b. 6. デジタル”信号処理”機能を有するものであって、”音声符号化”出力の速度が 700bit/s 未満のもの。

Technical Note :

1. 通信状態により”音声符号化”が変化するものについては、5A001. b. 6 は、会話を継続した状態における”音声符号化”出力に適用される。

2. 5A001. b. 6 でいうところにおいて、”音声符号化”は、人間の話し言葉の特徴を考慮に入れて、人間の声をサンプリングし、それらをデジタル信号に変換する技術として定義される。

c. 通信用の光ファイバーであって、長さが 500m を超えるもののうち、”プルーフテスト”において 2 ギガニュートン/m²以上の引張応力に耐えることができるとして製造者により指定されているもの；

注意：水中のアンビリアル[命綱]ケーブルについては、8A002. a. 3 を参照のこと。

Technical Note : ”プルーフテスト”：

0. 5m から 3m までの間隔に置かれた直径約 150mm のキャプスタン間を 2m/秒から 5m/秒までの速さで通過中のファイバーに対し、規定の引張応力を動的に加えるオンライン又はオフラインのスクリーニングテストをいう。周囲温度は、公称 293K (20°C)、相対湿度は公称 40%である。耐力試験実施についての同等の国家標準を用いることができる。

d. ”電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ”~~”電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ”~~であって、次のいずれかに該当するもの；

d. 1. 定格動作周波数が 31. 8GHz 超 57GHz 以下であって、実効輻射電力 (ERP) が +20dBm (等価等方輻射電力 (EIRP) が 22. 15dBm) 以上のもの；

d. 2. 定格動作周波数が 57GHz 超 66GHz 以下であって、ERP が +24dBm (EIRP が 26. 15dBm) 以上のもの；

d. 3. 定格動作周波数が 66GHz 超 90GHz 以下であって、ERP が +20dBm (EIRP が 22. 15dBm) 以上のもの；

d. 4. 定格動作周波数が 90GHz を超えるもの；

注 1： 5A001. d は、マイクロ波着陸管制システム (MLS) をカバーしている ICAO [国際民間航空機関] 標準に準拠した計器を持つ着陸管制システムのため

の”電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ”については規制しない。

注 2： 5A001. d は、次のいずれかのもののために特別に設計されたアンテナには適用されない：

a. 民生用のセルラー無線通信システム若しくは WLAN 無線通信システム；

b. IEEE 802. 15 若しくはワイヤレス HDMI；又は

c. 商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局。

Technical Note :

5A001. d でいうところにおいて、”電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ”とは、位相結合によってビームを形成するアンテナであって、ビームの方向が放射素子の複素励振係数によって制御され、そのビームの方向送信時及び受信時において、電気信号を用いることによって、水平面内若しくは垂直面内又は双方に変化し得るアンテナをいう。

e. 動作周波数が 30MHz を超える監視用の方向探知機であって、次のすべてに該当するもの、並びにこれらのために”特別に設計した””部分品”：

e. 1. 10MHz 以上の”瞬時帯域幅”を有するもの；かつ

e. 2. 1ms 未満の信号時間で、連携していない無線送信機に対する方位線 (LOB) を見つけることができるもの；

f. 無線通信傍受装置又は通信妨害装置、及びこれらの作動を監視する装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために”特別に設計した””部分品”：

f. 1. 無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置；

f. 2. 無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報 (例えば、IMSI、TIMSI 若しくは IMEI)、制御信号、又は他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置 (5. A. 1. f. 1 で指定されるものを除く)；

f. 3. 移動体通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように”特別に設計”又は改造した通信妨害装置のうち、次のいずれかに該当するもの：

f. 3. a. 無線アクセスネットワーク (RAN) の機能を装うもの；

f. 3. b. 使用されている移動体通信プロトコル (例えば、GSM) を探知し、かつ、これを利用するもの；又は

f. 3. c. 使用されている移動体通信プロトコル (例えば、GSM) を利用するもの；

f. 4. 5A001. f. 1、5A001. f. 2 又は 5A001. f. 3 で指定される装置の作動を監視するために設計又は改造された無線 (RF) モニタリング装置；

注：5A001. f. 1 及び 5A001. f. 2 は、次のいずれかに該当するものには適用されない：

- a. アナログ式プライベートモバイル無線 (PMR)、IEEE 802. 11 の規格による無線 LAN を傍受するために“特別に設計した”装置；
- b. 移動体通信業者のために設計した装置；又は
- c. 移動体通信装置又はシステムの“開発”又は“製造”のために設計した装置。

注意 1. 国際武器取引規則 (ITAR) (22 CFR Part 120 から Part130) についても参照のこと。

5A001. f. 1 (かつて、5A001. i で指定されていたものを含む) で指定される品目については、5A980 及び米国軍需品リスト (22 CFR part 121) についても参照のこと。

注意 2. 無線受信機については、5A001. b. 5 を参照のこと。

g. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置 (PCL) であって、非レーダー発信機により周囲に発信された無線周波数放射の反射を測定することにより移動している目標物を探知し、及び追跡するように“特別に設計した”もの。

Technical Note：非レーダー送信機には、商用ラジオ、テレビ又はセルラー移動体通信の基地局を含む。

Note：5A001. g は、以下のものについては規制しない：

- a. 電波天文用の装置；又は
- b. 目標物からの無線送信を必要とするシステム若しくは装置。
- h. 簡易爆発装置 (IEDs) を妨害する装置又はその附

属装置であって、次のいずれかに該当するもの：

h. 1. 簡易爆発装置 (IEDs) を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計又は改造した無線 (RF) 送信装置 (5A001. f で指定されるものを除く)；

h. 2. 5A001. h. 1 で指定される装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置。

注意：国際武器取引規則 (ITAR) (22 CFR Part 120 から Part130) のカテゴリ-XI についても参照のこと。

i. [Reserved]

注意：かつて、5A001. i で指定された品目については、5A001. f. 1 を参照のこと。

5A101 無人航空機 (巡航ミサイル、無人標的機、及び無人偵察機を含む) 又はロケットシステム (弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、及び探査ロケットを含む) のために設計又は改造した遠隔測定装置及び遠隔操作装置 (地上用の装置を含む) であって、最大“航続距離”が 300km 以上の能力のもの

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:適用されない

GBS:適用されない

CIV:適用されない

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

注：5A101 は、次のものについては規制しない：

1. 娯楽用の模型飛行機、ボート又は自動車の遠隔操縦に用いるように“特別に設計した”遠隔操作装置であって、電界強度が 500m の距離で $200 \mu V/m$ 以下のもの；

2. 有人航空機又は人工衛星のために設計又は改造した装置；
3. 陸上又は海上用途のために設計又は改造した地上設置装置；
4. 市販用、民生用、又は生命の安全用（例えば、データの完全性又は飛行の安全性）の衛星航法システムサービスのために設計した装置；

注：ECCN 5A101 は、最大“航続距離”が 300km 以上の能力を持つ無人航空機（巡航ミサイル、無人標的機、及び無人偵察機を含む）又はロケットシステム（弾道ミサイル、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、及び探査ロケットを含む）のために設計又は改造していない品目（例えば、設計により受信のみに限定された遠隔測定回路カードであって、パーソナルコンピュータで用いるように設計したもの）は含まない。

5A611 軍事用途のために“特別に設計された”通信装置、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント” (USML のカテゴリーで列挙されているものを除く（これらは、ECCN 3A611 で規制される）

5A980 電話、口頭又は電子での伝達の秘密傍受のため主として有用な機器 (5A001. f. 1 のもとに規制されるものを除く)；並びにこれらのための“部品”、“部分品”及び“附属品”

許可要求事項

規制理由：SL、AT

Control (s) : SL 及び AT は、エントリー全体に適用される。EAR § 742. 13 で明記される通り、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、ントリーチャート (EAR § 738 付則 1) に、この規制に固有の欄は出てこない。

注：この輸出許可要求事項は、刑事制定法（限定されるものではないが安全街路一括法 1968 年改正版を含む）の適用範囲を置き換えるものではなく、また、施行したり、解釈したり、限定したりするものでもない。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

LVS: 適用されない

GBS: 適用されない

CIV: 適用されない

規制品目リスト

関連規制：

(1) 無線通信傍受システム又は装置であって、'移動体通信' プロトコル (エア・インタフェース) を用いる無線通信を傍受し、及び処理するために“特別に設計”又は改造したもの、並びにこれらのために“特別に設計した”部分品については、ECCN 5A001. f. 1 を参照のこと。

(2) 5A980 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のための“ソフトウェア”については、ECCN 5D980 を参照のこと。

(3) 5A980 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”については、ECCN 5E980 を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

5A991 通信装置であって、5A001 で規制されないもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

LVS: 適用されない

GBS: 適用されない

CIV: 適用されない

規制品目リスト

関連規制：

(1) 人工衛星に搭載して使用するよう設計した 5A991 で定める通信装置については、“ITAR の対象”である (22 CFR § 120 から § 130 を参照のこと)。

(2) 5E101 及び 5E991 も参照のこと。

関連定義：

1) 'Asynchronous transfer mode' ('ATM') [非同

期転送モード]は、情報がセルの形に組立てられる転送モードであって、セルの繰り返し、必要とされるビット速度又は瞬時のビット速度により決まるという点において非同期である。

2) 'Bandwidth of one voice channel' [1音声チャンネルの帯域幅]は、CCITT 勧告 G. 151 で定義される 3, 100Hz の 1 音声チャンネルで動作するように設計したデータ通信技術である。

3) 'Communications channel controller' [通信チャンネルコントローラ]は、同期又は非同期のデジタル情報の流れを制御する物理インタフェースである。これは、通信アクセス機能を提供するためにコンピュータ又は通信装置に組み込むことができる組立品である。

4) 'Datagram' [データグラム]は、送信元と送信先のデータ端末装置及び通信ネットワークの間で初期のデータ交換の信頼性がない状態で、送信元から送信先のデータ端末装置への経路に従って送信すべき十分な情報を伝送するデータの独立した、自己充足的な実体をいう。

5) 'Fast select' [ファストセレクト]は、データ端末装置が、呼の設定及びパケット交換網の開放において、仮想呼の基本的な能力を超えて、データ送信の能力を拡張することができる仮想呼に適用される設備である。

6) 'Gateway' [ゲートウェイ]は、他のシステムで使用される異なるプロトコルを持った一つの通信システムで用いられる情報の表示、処理及び通信を行うために、装置及び"ソフトウェア"の組合せにより、プロトコル変換の実行を実現する機能である。

7) 'Integrated Services Digital Network' (ISDN) は、すべての種類の通信 (例えば、音声、テキスト、データ、静止画及び動画) から生成されるデータが、加入者に向けての或いは加入者からの 1 本の接続回線を通して、交換機 (スイッチ) の 1 ポート (端末) から伝送される統合された端末間のデジタル通信網である。

8) 'Packet' [パケット] は、データ及び呼制御信号を含む一群の二進数で、合成した全体として交換される。データ、呼制御信号及びエラー制御情報

は、指定されたフォーマットで配列される。

品目：

a. あらゆる種類の通信装置 (5A001. a で規制されないもの) であって、397K (124°C) を超える温度若しくは 219K (-54°C) より低い温度で動作するように"特別に設計した"もの。

b. 伝送通信装置及びシステム、並びにこれらのための"特別に設計した""部品"、"部分品"及び"附属品"であって、次のいずれかの特性、機能又は性能を有するもの：

注：伝送通信装置：

a. 次のように分類されるもの、又はそれらを組合せたもの：

1. 無線装置 (例えば、送信機、受信機及び送受信機)；
2. 回線終端装置；
3. 中継増幅器；
4. 中継装置；
5. 再生中継装置；
6. 符号変換装置 (トランスコーダ)；
7. 多重化装置 (統計的多重化を含む)；
8. 変調器/復調器 (モデム)；
9. 多重変換装置 (CCITT 勧告 G701 参照)；
10. "蓄積プログラム制御方式"によるデジタル相互接続装置；
11. 'ゲートウェイ'及びブリッジ；
12. "メディアアクセスユニット"；及び

b. 次のいずれかを伝送路とする単一又は複数チャンネルの通信で使用するよう設計したもの：

1. 電線 (回線)；
2. 同軸ケーブル；
3. 光ファイバーケーブル；
4. 電磁放射；又は
5. 水中の音波伝播。

b. 1. デジタル技術を用いたもの (アナログ信号をデジタル処理するものを含む) であって、最高位多重化レベルにおいて 45Mbit/s を超える"デジタル伝送速度"、又は 90Mbit/s を超える"総合デジタル伝送速度"で使用するよう設計したもの；

注：5A991. b. 1 は、民間用の人工衛星システムに

組込まれて用いられるように“特別に設計した”装置については規制しない。

b. 2. “データ信号化速度”が 9,600bit/s を超える 1 音声チャネルの帯域幅を用いたモデム；

b. 3. “デジタル伝送速度”が 1 ポート当たり 8.5Mbit/s を超える“蓄積プログラム制御方式”のデジタル相互接続装置。

b. 4. 次のいずれかを搭載した装置：

b. 4. a. ‘ネットワークアクセスコントローラ’及び関連共通媒体であって、“デジタル伝送速度”が 33Mbit/s を超えるもの；又は

b. 4. b. “通信チャネルコントローラ”であって、“データ信号化速度”がチャネル当たり 64,000bit/s を超えるデジタル出力をもつもの；

注：規制されない装置が、“ネットワークアクセスコントローラ”を搭載している場合、いかなる種類の通信インタフェース(5A991. b. 4 で記述されているが規制されていないものを除く)も持つことができない。

b. 5. “レーザー発振器”を用いたものであって、次のいずれかの特性を有するもの：

b. 5. a. 1,000nm を超える波長のレーザー光を利用するもの；又は

b. 5. b. アナログ技術を用いたものであって、帯域幅が 45MHz を超えるもの；

注：5A991. b. 5. b は、商用 TV システムについては規制しない。

b. 5. c. コヒーレント光伝送技術若しくはコヒーレント光検出技術（光ヘテロダイン方式若しくはホモダイン技術とも呼ばれる）を用いたもの；

b. 5. d. 光波長分割多重化技術を用いたもの；又は

b. 5. e. “レーザー光を増幅する機能”を有するもの；

b. 6. 無線装置であって、次の入力周波数又は出力周波数で動作するもの：

b. 6. a. 衛星—地上局用途については 31GHz；又は

b. 6. b. その他の用途については 26.5GHz；

注：5A991. b. 6. は、国際電気通信連合（ITU）が割り当てる 26.5GHz から 31GHz の間の周波数帯域に

適合する民生用の装置については規制しない。

b. 7. 無線装置であって、次のいずれかを用いたもの：

b. 7. a. 4 値を超える直交振幅変調（QAM）技術であって、“総合デジタル伝送速度”が 8.5Mbit/s を超えるもの；

b. 7. b. 16 値を超える QAM 技術であって、“総合デジタル伝送速度”が 8.5Mbit/s 以下のもの；

b. 7. c. その他のデジタル変調技術であって、“スペクトル効率”が 3bit/sec/Hz を超えるもの；又は

b. 7. d. 1.5MHz 以上 87.5MHz 以下の周波数範囲で使用することができるものであって、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信号を 15dB を超えて抑圧することができるもの。

注：

1. 5A991. b. 7 は、民間用の人工衛星システムに組込まれて用いられるように“特別に設計した”装置については規制しない。

2. 5A991. b. 7 は、ITU が割り当てた周波数帯域で動作するための無線中継装置であって、以下に該当するものについては規制しない：

a. 次のいずれかに該当するもの：

a. 1. 960MHz を超えないもの；又は

a. 2. “総合デジタル伝送速度”が 8.5Mbit/s を超えないもの；及び

b. “スペクトル効率”が、4bit/sec/Hz 以下のもの。

c. “蓄積プログラム制御方式”の電子式交換装置及び関連信号化システムであって、次のいずれかの特性、機能又は性能を有するもの、並びにこれらのための“特別に設計した”部品、“部分品”及び“附属品”：

注：交換機能を有するデジタル入出力の統計的な多重化装置は、“蓄積プログラム制御方式”の交換装置として取り扱われる。

c. 1. “パケットモードでの動作”のために設計した“データ（メッセージ）交換”装置又はシステム、並びにこれらのための“部品”、電子組立品及び“部分品”（他のエントリで特定されていないもの）。

c. 2. [Reserved]

c. 3. ‘データグラム’パケットのルーティング又はスイッチング；

c. 4. [Reserved]

注：5A991. c. 3 の規制は、'ネットワークアクセスコントローラー'のみに使用するように限定されたネットワーク、又は'ネットワークアクセスコントローラー'自体には適用されない。

c. 5. 回線交換のための多重レベルの優先権及びプリエンプション[先取権]；

注：5A991. c. 5 は、単一レベルの呼の先取権については規制しない。

c. 6. 他のセルラー交換機へのセルラー無線呼の自動ハンドオフ、又は、複数の交換機に共通の集中加入者データベースへの自動接続のために設計されたもの；

c. 7. “蓄積プログラム制御方式”のデジタル相互接続装置であって、“デジタル伝送速度”がポート当たり 8.5Mbit/s を超えるもの。

c. 8. 非対応モード又は準対応モードのいずれかで動作する”共通線信号機能”；

c. 9. ‘ダイナミック適応ルーティング’；

c. 10. パケット交換機、回線交換機及びルーターであって、次のいずれかを超えるポート又は回線を有するもの：

c. 10. a. ‘通信チャンネルコントローラ’については、'データ信号化速度'が、チャンネル当たり 64,000bit/s；又は

注：5A991. c. 10. a は、5A991. b. 1 で個々に規制されない通信チャンネルのみから構成される多重化複合リンクについては規制しない。

c. 10. b. ‘ネットワークアクセスコントローラ’及び関連共通媒体については、“デジタル伝送速度”が、33Mbit/s；

注：5A991. c. 10 は、パケット交換機又はパケットルーターであって、5A991. c. 10 に掲げる規制値を超えないポート又は回線を持つものについては規制しない。

c. 11. “光交換機能”；

c. 12. ‘非同期転送モード’（'ATM'）技術を用いたもの。

d. 長さが 50m を超える光ファイバー及び光ファイバーケーブルであって、単一モード動作用に設計したもの；

e. 集中ネットワーク制御装置であって、次のすべての特性を有するもの：

e. 1. ノードからデータを受信するもの；かつ

e. 2. オペレーターの判断を必要とせずにトラフィック制御を提供するためのデータ処理であって、これによって‘ダイナミック適応ルーティング’を実現するもの；

注：5A991. e は、統計的なトラフィック条件の予測機能としてのトラフィック制御について除外しない。

f. 10. 5GHz を超えて使用できるフェーズドアレイアンテナ（アクティブ素子と分散配置された“部品”又は“部分品”を搭載したもの）であって、ビームの形状と照準を電子的に制御できるように設計したもの（ただし、国際民間航空機関（ICAO）標準（マイクロ波着陸システム（MLS）に準拠する計器を持つ着陸管制システムを除く）。

g. 移動通信装置（他のエントリーで特定されていないもの）、並びにこれらのための“部品”、電子組立品及び“部分品”；又は

h. 無線中継通信装置であって、19.7GHz 以上の周波数で使用するように設計したもの、並びにこれらのための“部品”及び“部分品”（他のエントリーで特定されていないもの）。

B. 試験用、検査用及び“製造用の装置”

5B001 通信装置の試験用、検査用及び製造用の装置、“部分品”及び“附属品”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743.1を参照のこと。
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:\$5000

GBS:Yes

CIV:Yes

STAについての特別な条件

STA：許可例外 STA は、5B001. a に掲げる装置及びそのために“特別に設計した”“部分品”又は“附属品”であって、5A001. b. 3、. b. 5 又は. h で指定される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために“特別に設計した”ものの、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷に使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：5B991 も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 5A001 で規制される装置、機能又は性能の“開発”又は“製造”のために“特別に設計した”装置並びにこの装置のために“特別に設計した”“部分品”又は“附属品”。

注：5B001. a. は、光ファイバーの試験装置及び測定装置については規制しない。

b. 次のいずれかに該当する伝送通信装置又は電子式交換装置の“開発”のために“特別に設計した”装置及びこの装置のために“特別に設計した”“部分品”又は“附属品”：

b. 1. [Reserved]；

b. 2. “レーザー発振器”を用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 2. a. 1, 750nm を超える波長のレーザー光を利用するもの；

b. 2. b. [Reserved]

b. 2. c. [Reserved]

b. 2. d. アナログ技術を用いたものであって、帯域幅が 2. 5GHz を超えるもの；又は

注：5B001. b. 2. d. には、商用 TV システムの“開発”のために“特別に設計した”装置を含まない。

b. 3. [Reserved]；

b. 4. 無線装置であって、1, 024 値を超える直交振幅変調 (QAM) 技術を用いたもの。

5B991 通信装置の試験用の装置（他のエントリーで特定されていないもの）

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用されない

GBS:適用されない

CIV:適用されない

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

C. “材料”

5C991 5A991 で規制される光ファイバーの製造のために最適化されたガラス又はその他の材料のプリフォーム(成形品)

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS:適用されない

GBS:適用されない

CIV:適用されない

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

D. “ソフトウェア”

5D001 “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：NS、SL、AT

Control (s)	Country Chart (§ 738付則 1参照)	を使用してはならない。 規制品目リスト
NS エントリー全体に適用される。NS Column 1		関連規制：5D980 及び 5D991 も参照のこと。
SL は、5A001. f. 1 で規制される装置、機能、性能又は特性に該当する場合には、エントリー全体に適用される。 EAR § 742. 13 で明記される通り、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャート (EAR § 738 付則 1) に、この規制に固有の欄は出てこない。 SL 項の注： この輸出許可要求事項は、刑事制定法 (限定されるものではないが安全街路一括法 1968 年改正版を含む) の適用範囲を置き換えるものではなく、また、施行したり、解釈したり、限定したりするものでもない。	関連定義：ナシ 品目： a. 5A001 で規制される装置、機能又は性能の”開発”、”製造”又は”使用”のために”特別に設計”又は改造した”ソフトウェア”； b. [Reserved] c. 特定の”ソフトウェア”であって、5A001 又は 5B001 で規制される装置の特性、機能又は性能を提供するために”特別に設計”又は改造した”ソフトウェア”； d. 次のいずれかの伝送通信装置又は電子式交換装置の”開発”のために”特別に設計”又は改造した”ソフトウェア”： d. 1. [Reserved] d. 2. “レーザー発振器”を用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの： d. 2. a. 1, 750nm を超える波長のレーザー光を利用するもの；若しくは d. 2. b. アナログ技術を用いたものであって、帯域幅が 2. 5GHz を超えるもの；又は 注：5D001. d. 2. b は、商用 TV システムの”開発”のために”特別に設計”又は改造した”ソフトウェア”については規制しない。 d. 3. [Reserved] d. 4. 無線装置であって、1, 024 値を超える直交振幅変調 (QAM) 技術を用いたもの。	
AT エントリー全体に適用される。AT Column 1		
報告要求事項 許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項については EAR § 743. 1 を参照のこと。 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)		
CIV: Yes (5D001. a で規制される”ソフトウェア”及び 5A001. b. 5 及び 5A001. h で規制される品目の”開発”又は”製造”のために”特別に設計した””ソフトウェア”を除く。)		
TSR: Yes (5D001. a で規制される”ソフトウェア”及び 5A001. b. 5 及び 5A001. h で規制される品目のために”特別に設計した””ソフトウェア”のカントリーグループ A: 5 にリストされている国 (EAR § 740 付則 1 参照) 以外を仕向地とする輸出及び再輸出を除く。)		
STAI についての特別な条件 STA: 5D001. a (5A001. b. 3、. b. 5 又は. h で指定される装置、機能又は性能の”開発”又は”製造”のために”特別に設計した””ソフトウェア”) 及び 5D001. b. (ECCN 5E001 の許可例外欄の STA の項で指定される”技術”を支援するために”特別に設計”又は改造した”ソフトウェア”) の、カントリーグループ A: 6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外 STA		
		5D101 5A101 で規制される品目の”使用”のために”特別に設計”又は改造した”ソフトウェア” 許可要求事項 規制理由：MT、AT
		Control (s) Country Chart (§ 738付則 1参照)
		MT エントリー全体に適用される。MT Column 1
		AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
		リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)
		CIV: 適用されない
		TSR: 適用されない

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

5D980 その他のソフトウェア (5D001 (5A001. f. 1 で規制される装置、機能、性能若しくは特性のためのもの又は 5E001. a で規制される特定の“技術”を支援するためのもの) で規制されるものを除く) であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：SL、AT

Controls：

SL 及び AT は、エントリー全体に適用される。EAR § 742. 13 で明記される通り、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャート (EAR § 738 付則 1) に、この規制に固有の欄は出てこない。

注：この輸出許可要求事項は、刑事制定法 (限定されるものではないが安全街路一括法 1968 年改正版を含む) の適用範囲を置き換えるものではなく、また、施行したり、解釈したり、限定したりするものでもない。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

CIV:適用されない

TSR:適用されない

規制品目リスト

関連規制：

5A001. f. 1 で規制される装置、機能、性能又は特性に対するソフトウェアの規制については 5D001. a 及び c を、さらに、5E001. a で規制される“技術” (5A001. f. 1 の装置、機能若しくは性能に係る技術、及び 5A001. f. 1 の装置のための 5D001. a の“ソフトウェア”に係る技術) を支援するために“特別に設計”若しくは改造した“ソフトウェア”に関する規制については 5D001. b も参照のこと。

5A980 で規制される装置又は 5D980 で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”及び“使用”に係る“技

術”について、5E980 を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

a. 電話、口頭及び電子での伝達の秘密傍受のため主として有用な“ソフトウェア”。

b. 5A980 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために主として有用な“ソフトウェア”。

5D991 5A991 及び 5B991 で規制される装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”、並びに規制品目リストで記述されるダイナミック適応ルーティングソフトウェア

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

CIV:適用されない

TSR:適用されない

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

a. “ダイナミック適応ルーティング”のために“特別に設計した”“ソフトウェア” (機械語で表したものを除く)。

b. [RESERVED]

E. “技術”

5E001 “技術”であって、次のいずれかに該当するもの (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、SL、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

SL は、5A001. f. 1 で規制される装置、機能、性能若

しくは特性の“開発”若しくは“製造”に係る“技術”、又は ECCN 5D001. a で規制される“ソフトウェア” (5A001. f. 1 のためのもの) の“開発”若しくは“製造”のための“技術”に適用される。EAR § 742. 13 で明記される通り、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャート (EAR § 738 付則 1) に、この規制に固有の欄は出てこない。

SL 項の注: この輸出許可要求事項は、刑事制定法 (限定されるものではないが安全街路一括法 1968 年改正版を含む) の適用範囲を置き換えるものではなく、また、施行したり、解釈したり、限定したりするものでもない。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項については EAR § 743. 1 を参照のこと。

リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと)

CIV: 適用されない

TSR: Yes

ただし、次のものの“開発”又は“製造”のための 5E001. a で規制される“技術”の、カントリーグループ A:5 にリストされている国 (EAR § 740 付則 1 参照) 以外を仕向地とする輸出及び再輸出を除く。

- 1) 5A001. b. 5 若しくは 5A001. h で規制される品目；又は
- 2) 5D001. a で規制される“ソフトウェア”であって、5A001. b. 5 若しくは 5A001. h で規制される装置、機能若しくは性能の“開発”若しくは“製造”のために“特別に設計した”もの。

STAI についての特別な条件

STA : 5A001. b. 3、. b. 5 又は h で指定される装置、機能若しくは性能；又は 5D001. a に掲げる“ソフトウェア” (ECCN 5D001 の許可例外欄の STA の項で指定されるもの) の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”の、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストさ

れている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

- (1) 5E101、5E980 及び 5E991 も参照のこと。
- (2) “モノリシックマイクロ波集積回路” (“MMIC”) 増幅器であって、3A001. b. 2 で示される規制基準に合致するものの“開発”又は“製造”に係る“技術”は、3E001 で規制される；5E001. d は通信のために“必要な”上記の追加的な“技術”に対してのみ提供される。

関連定義：ナシ

品目：

a. 5A001 で規制される装置、機能、若しくは性能又は 5D001 で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用” (操作を除く) に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

b. 特定の“技術”であって、次のいずれかに該当するもの：

b. 1. 人工衛星に搭載して使用するよう“特別に設計した”通信装置の“開発”又は“製造”のために“必要な”技術”；

b. 2. “レーザー”を用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ、大気圏外又は水面下 (水中) の媒体との通信を維持することができるものの“開発”又は“使用”に係る“技術”；

b. 3. “ソフトウェア”の交換によりマルチバンド、マルチチャンネル、マルチモード、マルチコーディングアルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能となるように、その受信機能が変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の“開発”に係る“技術”；

b. 4. “スペクトル拡散”技術 (“周波数ホッピング”技術を含む) の“開発”に係る“技術”。

Note : 5E001. b. 4 は、次のいずれかに該当するものの“開発”に係る“技術”には適用されない：

- a. 民生用のセルラー無線通信システム；又は
 - b. 商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用する装置。
- c. 次のいずれかの“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：

- c. 1. [Reserved]
- c. 2. “レーザー発振器”を用いた装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- c. 2. a. 1,750nm を超える波長のレーザー光を利用するもの；
- c. 2. b. [Reserved]
- c. 2. c. [Reserved]
- c. 2. d. 光波長分割多重化技術を用いたものであって、光搬送波の周波数間隔が 100GHz 未満のもの；又は
- c. 2. e. アナログ技術を用いたものであって、帯域幅が 2.5GHz を超えるもの；
- 注：5E001.c.2.e は、商用 TV システムに係る“技術”については規制しない。
- 注意：“レーザー発振器”を用いた通信以外の装置の“開発”又は“製造”に係る“技術”については、カテゴリ 6 の製品グループ E（例えば、6E00x）を参照のこと。
- c. 3. “光交換”機能を用いた装置であって、光信号の交換所要時間が 1 ミリ秒未満のもの；又は
- c. 4. 無線装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- c. 4. a. 1,024 値を超える直交振幅変調（QAM）技術；又は
- c. 4. b. 31.8GHz を超える入力若しくは出力周波数で動作するもの；又は
- 注：5E001.c.4.b は、無線通信用に“ITU が割り当てた”周波数帯域（無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く）で動作するように設計又は改造した装置に係る“技術”については規制しない。
- c. 4. c. 1.5MHz 以上 87.5MHz 以下の周波数範囲で使用することができるものであって、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信号を 15dB を超えて抑圧することができるもの；又は
- c. 5. [Reserved]
- c. 6. モバイル装置であって、次のすべてに該当するもの：
- c. 6. a. 光の波長が 200nm 以上、400nm 以下で動作するもの；かつ
- c. 6. b. “ローカルエリアネットワーク”として動作するもの；

d. 通信のために“特別に設計された”モノリシックマイクロ波集積回路（“MMIC”）増幅器であって、次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：

Technical Note: 5E001.d でいうところにおいて、パラメータ：ピーク飽和出力値は、製品データシート中に参照されている出力、飽和出力、最大出力、ピーク出力、又はピーク包絡線出力とも呼ばれる場合がある。

d. 1. 定格動作周波数が 2.7GHz 超 6.8GHz 以下であって、“比帯域幅”[瞬時帯域幅を中心周波数で除した値（以下、同様）]が 15%を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

d. 1. a. 動作周波数が 2.7GHz 超 2.9GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 75W（48.75dBm）を超えるもの；

d. 1. b. 動作周波数が 2.9GHz 超 3.2GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 55W（47.4dBm）を超えるもの；

d. 1. c. 動作周波数が 3.2GHz 超 3.7GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 74W（46dBm）を超えるもの；又は

d. 1. d. 動作周波数が 3.7GHz 超 6.8GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 20W（43dBm）を超えるもの；

d. 2. 定格動作周波数が 6.8GHz 超 16GHz 以下であって、“比帯域幅”が 10%を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

d. 2. a. 動作周波数が 6.8GHz 超 8.5GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 10W（40dBm）を超えるもの；又は

d. 2. b. 動作周波数が 8.5GHz 超 16GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 5W（37dBm）を超えるもの；

d. 3. 定格動作周波数が 16GHz 超 31.8GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 3W（34.77dBm）を超えるもののうち、“比帯域幅”が 10%を超えるもの；

d. 4. 定格動作周波数が 31.8GHz 超 37GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 0.1nW（-70dBm）を超えるもの；

d. 5. 定格動作周波数が 37GHz 超 43.5GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 1W（30dBm）を超えるもの；

ののうち、“比帯域幅”が10%を超えるもの；

d.6. 定格動作周波数が43.5GHz 超 75GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が31.62mW (15dBm) を超えるもののうち、“比帯域幅”が10%を超えるもの；

d.7. 定格動作周波数が75GHz 超 90GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が10mW (10dBm) を超えるもののうち、“比帯域幅”が5%を超えるもの；

d.8. 定格動作周波数が90GHz を超えるものであって、ピーク飽和出力値が0.1nW (-70dBm) を超えるもの；

e. 通信のために“特別に設計した”電子機器及び電子回路であって、“超電導”材料から製造した“部分品”を有するもののうち、“超電導”材料成分の少なくとも一つのもの“臨界温度”より低い温度で使用することができるように“特別に設計”し、かつ、次のいずれかに該当するものの“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：

e.1. “超電導”ゲートを有するデジタル回路用の電流スイッチングの機能を有するものであって、ゲート当たりの遅延時間（秒）にゲート当たりの電力消費（W）を乗じて得た値が 10^{-14} ジュール未満のもの；又は

e.2. すべての周波数で周波数を分離する機能を有するものであって、キュー値が10,000 を超える共振回路を有するもの。

5E101 5A101 又は 5D101 で規制される装置又はソフトウェアの“開発”、“製造”又は“使用”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用されない

TSR：適用されない

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

5E980 5A980 で規制される装置又は 5D980 で規制される“ソフトウェア”の装置、機能又は性能の“開発”、“製造”又は“使用”のために主として有用な“技術”（5E001.a（5A001.f.1 に係る技術及び 5D001.a（5A001.f.1 のためのもの）に係る技術）で規制されるものを除く）

許可要求事項

規制理由：SL、AT

Controls：

SL 及び AT は、エントリー全体に適用される。EAR § 742.13 で明記される通り、すべての仕向地に対して輸出許可が必要である。従って、カントリーチャート（EAR § 738 付則 1）に、この規制に固有の欄は出てこない。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

CIV：適用されない

TSR：適用されない

規制品目リスト

関連規制：

5D001.a 及び.c（5A001.f.1 の装置のためのもの）、5D001.b（5A001.f.1 の装置又は 5D001.a の“ソフトウェア”（5A001.f.1 の装置のためのもの）に係る 5E001.a の“技術”を支援するもの）、及び 5E001.a（5A001.f.1 の装置に係る技術、又は 5A001.f.1 の装置のための 5D001.a の“ソフトウェア”に係る技術）も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

5E991 5A991 若しくは 5B991 で規制される装置、又は 5D991 で規制される“ソフトウェア”の、“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”、及びその他の“技術”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由 : AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1
リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明
について § 740を参照のこと)

CIV : 適用されない

TSR : 適用されない

規制品目リスト

関連規制 : ナシ

関連定義 :

1) 'Synchronous digital hierarchy' (SDH) [同期デジタルハイアラキー]とは、異なる種類のメディア上で同期伝送フォーマットを使用して多様な形式のデジタル情報を制御し、多重化し、かつ、アクセスする手段を提供するデジタル階層をいう。このフォーマットは、CCITT 勧告 G. 703、G. 707、G. 708、G. 709 及び未発行のその他の勧告で定義される Synchronous Transport Module (STM) [同期転送モジュール]に基づいている。'SDH'の基本ビットレートは、155.52Mbit/sである。

2) 'Synchronous optical network' (SONET) [同期光ネットワーク]は、光ファイバー上で同期伝送フォーマットを使用して多様な形式のデジタル情報を制御し、多重化し、かつ、アクセスする手段を提供するネットワークをいう。このフォーマットは、北米版の'SDH'であって、かつ、Synchronous Transport Module (STM) [同期転送モジュール]も使用している。しかし、基本転送モジュールとして、基本ビットレートが 51.81Mbit/s の Synchronous Transport Signal (STS) [同期転送信号]を使用している。SONET規格は、'SDH'の規格に組み込まれている。

品目 :

a. 特定の"技術"であって、次のいずれかに該当するもの :

a. 1. 水中での使用に適するように"特別に設計した"光ファイバーのコーティング加工及び応用"技術" ;

a. 2. '同期デジタルハイアラキー'('SDH')、又は'同期デジタルネットワーク'('SONET')技術を用いた装置の"開発"に係る"技術"。

EAR99 EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリー又は CCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。